

第4章 取組方針

4.1 計画推進の考え方

1 計画推進における各主体の役割とパートナーシップ

（1）鳴門市の環境を支える主な主体

本市の環境の恩恵を受けたり、影響のあるすべての人が、環境づくりを担う主体であると考えられます。そうしたすべての主体を大まかに「市民」、「市」、「事業者」、「民間団体」の4つに分けて考えることとします。目指すべき環境像や取組目標を実現するためには、例え一つ一つは小さな取組であっても、多くの人が着実に取組を進めていくことが重要です。

また同時に、環境づくりに関わるあらゆる主体が、それぞれの役割を認識し自立した取組を進めつつ、それぞれの取組の目的を共有し、お互いの役割や立場の尊重・信頼にもとづくパートナーシップ（協働・連携・協力）を図っていくことが必要です。

（2）取組の考え方

環境への取組を進めるうえで、「知る・考える」「行動する」「伝える・共有する」の3つを取組のキーワードとします。

- 「知る・考える」…なぜ、環境問題が問題なのか、自らの生活・事業活動等とどうかかわりがあるのか、何ができるか等について、知り・考える。
- 「行動する」…それぞれの立場で取組を進める。
- 「伝える・共有する」…知ったこと・考えたこと、行動したこと等を広く伝え、考えや思い、行動を多くの人と共有する。

（3）各主体の役割

「市民」「市」「事業者」「民間団体」のそれぞれの主体が、それぞれの役割を認識し、互いに尊重・協働しながら、「知る・考える」、「行動する」、「伝える・共有する」ための取組を進めていきます。

各主体の役割と取組を進めるうえでの考え方について、以下に示します。

なお、ここに示すのは、あくまでも基本的な考え方です。環境づくり、環境への取組は“こうでなくてはいけない”という絶対則ではなく、また、私たちが生きていく以上、全く環境に負荷をかけないことはあり得ません。それぞれの主体が、それぞれできること、すべきことを考え、自らのバランスのもとで小さくても取組を継続してい

くことが大切です。

市民：本市で暮らし、働き、学ぶ人、及び本市を訪れる観光客も含め、あらゆる鳴門市にかかわる個人

本市には、市外・県外から多くの観光客が訪れる観光地があり、観光客が本市の環境に与える影響は少なくないと考えられます。したがって、通常市民として考えられる市内在住、在勤、在学の者に加えて、本市の環境づくりを担う市民の一員として位置付け、協力を呼びかけて行きます。

【市民の役割】

■ 知る・考える

- ・ マスコミ、行政、民間団体等が公開・提供する情報に関心を持ちます。
- ・ 環境問題を自らの問題として自覚し、日常の暮らしのあり方（ライフスタイル）を見直します。

■ 行動する

- ・ 日常生活の中で持続可能な暮らし方を実践します。
- ・ 市や民間団体等が実施する講演会、自然観察会、環境管理等、さまざまな活動やイベント等に参加・協力します。

■ 伝える・共有する

- ・ 自らが知ったこと、考えたこと、行動したことを家族や友達等と話したり、考えを伝えることを通じて、共有に努めます。

市：市役所及び関係機関の職員

本市の環境づくりを総合的かつ計画的に進めるため、各部局・各課間の連携を図りつつ、率先的な取組に努めます。

【市の役割】

■ 知る・考える

- ・ 環境に関する情報を収集し、他自治体とも情報交換に努めます。

■ 行動する

- ・ 当該計画を基本として、本市の環境づくりを先見の明を持って進めて行きます。

- ・ 国や県との連携・協力によるより広域的な環境の中での取組に努めます。
 - ・ 一事業者として、公共事業や事務作業等における率先的な取組を進めます。
- 伝える・共有する
- ・ 収集した環境情報を市民、事業者、民間団体に伝え、共有に努めます。

事業者：市内に事業所を持つ事業所及びその従業員

本市内には、多くの事業所があります。事業所に勤める職員は、必ずしも本市内で暮らしているとは限りませんが、土地利用や製造・販売等々の事業活動を通じて、本市の環境と密接な関係にあります。

【事業者の役割】

- 知る・考える
- ・ 市の環境の現状や市の施策に関心を持ち、認識を深めます。
 - ・ 自らの事業活動が環境に与える影響、負荷について把握・認識します。
 - ・ 環境影響を少なくするための技術開発や仕組みの工夫に努めます。
- 行動する
- ・ 環境への負荷を抑えた事業活動に努めます。
 - ・ 市や市民、民間団体の取組を理解するとともに、参加・協力に努めます。
 - ・ 自らが主体となって取組を展開する等、地域の環境づくりへの貢献に努めます。
- 伝える・共有する
- ・ 事業者としての環境への取組の紹介や情報の公表に努めます。

民間団体：地域の関連団体（自治振興会、婦人会等々）や本市内を活動の場とする環境づくりを目的とするN P O、市民グループ等

市内には、多くの団体、グループがあります。環境に関わる活動を行っている、いないに関わらず、環境への負荷を抑え、環境づくりに貢献する活動を進めます。

【民間団体の役割】

- 知る・考える

- ・ 地域の自然環境の情報等、活動に関する情報の収集に努めます。
 - ・ 行政の取組について関心を持ち、必要に応じて提言等も行います。
- 行動する
- ・ 地域の環境保全活動に積極的に取り組みます。
 - ・ 環境負荷の少ない活動に努めます。
 - ・ 市の施策への参加・協力に努めます。
 - ・ 市と市民との間をつなぐ役割を担うための取組を行います。
- 伝える・共有する
- ・ 収集した情報については、市や市民、事業者等にも伝え、共有を図ります。

（4）広域的な連携の推進

環境問題の解決や環境づくりの推進に不可欠な広域的な視点からの取組、境界のない環境づくりを効果的に推進していくため、国や県、近隣の地方自治体、吉野川流域の地方自治体等、環境の特性を考えた広域的な連携による取組を推進していきます。

- ・ 国、県との連携・協力による取組を推進します。
- ・ 阿讚山脈、吉野川流域等、環境構造の特性に応じた関係自治体との連携を図り、自然環境のまとまりや生態系・水脈等のつながり等に配慮した取組の推進に努めます。
- ・瀬戸内海沿岸自治体による連携を図り、瀬戸内海及びその沿岸の環境づくりを推進していきます。

4.2 個別目標ごとの取組方針

3つの【基本方針】に基づく 15 の【個別目標】ごとに、50 年先の望ましい環境像実現に向けた【取組方針】、およそ 8 年後を目指して推進する【取組施策】、そして市民、事業者、民間団体等の取組の例をそれぞれ掲げます。

各個別目標ごとの施策は、図に示すような構成になります。



図 4.1 個別目標ごとの施策体系

基本方針 1

まち全体を考え、 全員参加による環境づくりを進める

計画を総合的、効果的に推進していくための大きな枠組みとなる指針や条例等の制度や仕組みづくり、そして、環境教育・環境学習の推進、参加・協働による取組を進めるための仕組みづくりや地域づくりの3点を個別目標として掲げます。

- 個別目標 1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう
- 個別目標 2 環境教育・環境学習を進めよう
- 個別目標 3 参加・協働による環境づくりを進めよう

個別目標 1

環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう

取組の方針

本市の地域資源を活かした持続可能な環境づくり、まちづくりを行うための土地利用や美しい景観を視点とした計画、指針や制度、条例等、本市が行政としての取組を庁内各部課間、各担当間の連携を図りながら総合的、計画的かつ柔軟に進めていくための枠組みや制度の整備、体制づくりを進めていきます。

取組一覧

（1）環境づくりの枠組み・仕組みの整備

美しい景観を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくり、まちづくりを「鳴門市環境基本条例」や本計画をよりどころとして進めていくため、土地利用、都市計画、環境容量¹²等、総合的な視点からみた枠組みづくり、及び開発・再開発を行う際の環境づくり、まちづくりのための指針の整備を進めます。

（2）計画を推進する体制づくり

総合計画や都市計画マスターplanなど上位計画や関連計画との調整・整合・連携を図り、市全体での横断的、総合的な取組を進めるための体制づくりを行います。

（3）新しい考え方の積極的な導入

国や県、他市町村、さらには諸外国における新しい考え方に基づく環境づくりの情報や事例の把握に努めるとともに、基準となる指針の活用を進めます。

令和 14（2032）年度までの取組施策

環境基本計画の各施策を総合的・計画的に推進するため、庁内各部署が互いに協力・連携しながら、各施策を着実に実行していきます。

本市の自然環境を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくりを総合的・計画的かつ柔軟に進めていくため、関連施策との調整・連携を図っていきます。

多様な環境問題に対処するため、他自治体等の先進的な取組事例の把握に努め、その活用について検討します。

環境基本計画の推進状況を定期的に検証し、より効果的な施策の推進を図ります。

¹² 環境容量：生態系や人間の生活環境を悪化させずに、人間生活が維持できる環境を保障するための人間活動の許容量

個別目標2

環境教育・環境学習を進めよう

取組の方針

環境問題は今やすべての人の問題です。一部の人だけでなく、あらゆる主体が協力して取り組んでいくためには、一人ひとりが身近な環境に关心をもち、意識の転換を図り、環境や環境づくりに必要な取組に対する理解や認識を広げていく必要があります。

したがって、小さな子どもから高齢者まで、遊びや体験を通じて、楽しみながら、環境について関心を持ち、認識を深め、知識を身につけ、実際の行動に結び付けていくために、多様で多くの環境教育・環境学習の場や機会の創出と、そのための仕掛けづくりを進めていきます。

取組一覧

（1）環境教育・環境学習の推進

学校教育や社会教育等、あらゆる場面における環境教育・環境学習を推進していきます。

（2）フィールド・拠点の整備・活用

環境教育・環境学習の中の重要な要素である「体験」や「活動」を推進する場として、市民が自然に触れ、憩い、学ぶことのできる多様なフィールドの保全・創出や、活動の拠点の整備・活用を進めます。

（3）環境リーダーの育成

環境教育・環境学習や環境に関する取組を推進するうえで、リーダー的な役割を担う人材の育成、発掘と活用の仕組みづくりを推進していきます。

令和14（2032）年度までの取組施策

鳴門市の環境の現状や課題を市民一人ひとりが正しく理解し、それぞれの立場でできることから取り組んでいただけよう、多用な媒体を活用し、わかりやすい周知と啓発に努めます。

環境に関する市民の自発的な取組を推進するため、リサイクルプラザに設置している環境学習館において、環境をテーマにした講座の開設や体験学習の充実を図ります。

市民等を対象とした環境学習講座の充実を図るとともに、次代を担う子どもたちの環境意識を高めるため、学校や教育機関と連携した環境教育に取り組みます。

市民が自然に触れ、環境について学べる場の創出に努めます。

学校教育において、身近な自然や歴史、文化に親しむことにより、自分が住む地域のことをよく知り、大切にする心を育てます。

個別目標3

参加・協働による環境づくりを進めよう

取組の方針

「鳴門市自治基本条例」に基づき、市民一人ひとりがまちづくりの主役としての自意識を持ち、それぞれの役割を担っていくとともに、市と市民、事業者、民間団体等の協働(パートナーシップ)による取組を進めていきます。

取組一覧

(1) 市の率先した取組の推進

市は、市民や事業者等に環境行動を促していくためにも、環境に配慮した行動に率先して取り組んでいきます。

(2) 「鳴門市環境審議会」等の活用

「鳴門市環境審議会」に公募委員が参画して環境基本計画の進捗管理を行うことにより、継続的な市民参加の場を確保します。また、専門家や事業者で構成される「鳴門市再エネ導入戦略検討協議会」では、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の進捗状況等について審議します。

(3) 市民・事業者による取組の推進

行政がかかわって進める環境への取組には限界があり、最終的には一人ひとり、地域コミュニティや市民グループ、事業者等が、それぞれの立場で環境をよくするために何が必要か、何をすべきかを考え、行動していく必要があります。したがって、市民・事業者・民間団体等による自主的、活発な環境活動・環境行動を推進していくための支援制度や仕組みづくりを推進していきます。

(4) 環境コミュニケーション¹³の充実

市、市民、事業者、民間団体等のパートナーシップによる環境づくり、持続可能な社会づくりを進めていくため、市民の環境意識の向上を図り、環境負荷や環境保全活動等に関する情報の十分な提供・交流を図るとともに、一方的な提供に止まらない双方向的な情報交換・意見交換を行い、相互理解を深めながら取組を進めていきます。

令和14（2032）年度までの取組施策

市が率先して環境に配慮した行動に取り組むとともに、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、それぞれの立場で環境づくりに取り組んでいただけるよう、環境づくりのさまざまな場面への市民参加の機会づくりに努めます。

¹³ 環境コミュニケーション：持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間団体等各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくことです。

環境活動に取り組んでいる市民等を支援するなど市民等と連携した環境づくりを推進し、さまざまな環境問題に官民一体となって取り組みます。

「鳴門市環境審議会」を活用し、環境基本計画の各施策について市民の視点から意見や提案をいただく機会を増やし、出された意見や提案を計画の推進に反映させていきます。

地域住民が主体的に取り組むさまざまな地域づくり活動と連携を図りながら、潤いのある地域づくりとコミュニティ意識に富んだ地域社会の実現を図ります。

地域の実情や特色にあわせ、地域住民、事業者、民間団体等がまちづくりの各分野で主体的に地域づくり事業を実施できるよう、情報提供や意見交換等のさまざまな支援を行います。

基本方針 2

生存基盤としての自然を守り、活かす

われわれが生存していく基盤であり、本市の貴重な財産である自然環境と生物多様性を保全し、自然と調和したまち、自然と調和した産業の実現を目指します。

個別目標 4 豊かな海を守り育てよう

個別目標 5 身近な水環境を再生しよう

個別目標 6 ふるさとの山を守ろう

個別目標 7 農環境を持続的に守り、活用していく

個別目標 8 野生の生きものの生息環境を守り、
共存をはかろう

個別目標 9 美しい景観を守り、環境と調和した
観光を育んでいく

個別目標4

豊かな海を守り育てよう

取組の方針

鳴門の海や島々は美しい景観、豊かな海産資源をもたらし、レクリエーションの場を提供しています。また、磯や砂浜、島しょ部や浅瀬等、多様な海辺空間があり、そこには豊かな生態系が形成されています。この鳴門の海が、いつまでも青く輝き、恵み豊かな美しい海でありつづけるよう、その空間的・質的な環境の保全と再生を基本に、持続的な利用を図ります。

取組一覧

（1）海辺の生態系の保全・再生

海辺の自然に触れ、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るために、海辺の生態系、環境空間の保全・再生を図ります。

（2）漁業資源の保全と漁業の活性化

漁業資源の保全・再生と地域漁業の活性化を図るとともに、海洋環境の保全や食品としての海産物の安全性を確保する漁業の支援等、持続的な海洋資源の保全と活用に努めます。

（3）海辺景観の保全・再生

鳴門海峡に代表される海辺の景観保全に取り組むとともにごみのない美しい海岸づくりを進めます。

（4）海辺に親しめる場の保全

海辺における親水性の保全・再生を図り、市民等が海辺に親しむことのできる環境づくりに努めます。

令和14（2032）年度までの取組施策

河川や海域等、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活雑排水を処理できる公共下水道の整備や合併処理浄化槽（P23 参照）の普及を促進します。

海岸を市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう、市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努め、その活用を図ります。

掃海事業の実施により、良好な漁場の保全を図るとともに、海岸の漂着ごみや投棄ごみの清掃活動等に市民や事業者、関係機関と連携して取り組み、海岸の美化に努めます。

自然環境と景観に配慮した海岸整備を計画的に行うことにより、総合的な機能の向上を図り、自然環境と景観に配慮した、やすらぎある水辺環境づくりに努めます。

個別目標5

身边な水環境を再生しよう

取組の方針

市内には、低地をゆるやかに流れる河川や山間部から流れ出る渓流、農地を潤す農業用水路やため池、かつて塩づくりのために整備された水尾川（二オ）などさまざまな水辺があります。

これらの水辺は、人々の暮らしに潤いをもたらすとともに、生物多様性（P7 参照）を保全するうえでも重要な空間ですが、河川や水路では水が汚れ、生きものたちが徐々に姿を消しています。

これらの現状を改善し、私たちの暮らしに潤いを与える、多くの生きものが暮らす、生きた水辺、澄んだ水を身边な水辺として取り戻していきます。

取組一覧

（1）水辺の生態系の保全・再生

生きものの生息空間としての水辺環境の保全・再生に努めます。

（2）地域の水循環の保全

地域の地理・地形的な条件を踏まえた土地利用、上水や農業用水等の有効利用、多様な水源確保に努めることによって、水循環の保全を図ります。

（3）親水空間の保全・創出

市民が水辺の自然に親しむことのできる空間の保全、創出、活用に努めます。

令和 14（2032）年度までの取組施策

河川や海域等、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている生活雑排水を処理できる公共下水道の整備や合併処理浄化槽（P23 参照）の普及を促進します。

水質が悪化している河川や水路については、市民や事業者、関係機関等と連携しながら水質改善、環境保全や河川整備に取り組み、多様な生きものが生息できる水辺環境の再生や、自然環境と景観に配慮したやすらぎのある水辺空間づくりを図るとともに、ヘドロなど河川等の汚濁物質を分解する効果があるEM（光合成細菌や乳酸菌、酵母等有用微生物の集合体）を活用した河川等の水質浄化に地域団体等とともに取り組みます。

河川を市民が自然に親しむことのできる親水空間として利用できるよう、市民や事業者、関係機関と連携しながら保全と整備に努めるとともに、親水空間を活用したイベント等を開催し、にぎわい創出を図ります。

身边な河川や水路の水質調査を実施するとともに、市民や事業者等が水環境に関心を持ち、それぞれの責任と役割を理解して、水環境の保全に自らが取り組み、その行動の輪を広げていくため、水環境や生活排水対策に関する啓発活動に取り組みます。

人々の暮らしに潤いをもたらし、生物多様性（P7 参照）を維持するうえで重要な空間である河川等の水辺環境については、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るため、環境美化に努めるとともに周辺及び近隣の水辺や緑地とあわせた一体的な保全・再生を図ります。

河川整備にあたっては、水生生物等が生息・繁殖できる環境づくりと水質浄化機能を持ちあわせた整備に努めます。

個別目標 6

ふるさとの山を守ろう

取組の方針

市域の約 6 割を占める山林は、広大な緑の回廊として、野生動物の生息空間として、四季折々の変化を見せる山並み景観として、本市の環境に重要な役割を果たしています。

しかし、山間部における土砂採掘等による山林の減少、高速道路等の整備に伴う野生動物の生息空間の分断、管理されなくなった山林の荒廃、ごみの不法投棄など山あいの自然環境は大きく変貌しており、景観の悪化、山腹の崩壊、野生動物の減少などさまざまな問題が起こっています。

こうした状況を改善し、山間部の豊かな自然環境を取り戻すためにも、人の暮らしとの調和のなかで、山の環境の保全・再生・活用の方向性を検討していきます。

取組一覧

（1）豊かで安全な山づくり

森林の保全・再生・活用・適正な維持管理による環境保全に努めます。

（2）美しい山づくり

山林への不法投棄を防ぎ、美しい山づくりに努めます。

（3）身近な里地・里山の保全・活用

身近な里山や林を身近な自然とのふれあいの場として保全し、活用に努めます。

令和 14（2032）年度までの取組施策

野生動物の生活空間であり、水源のかん養や災害の防止、地球温暖化防止などさまざまな機能を有している山林は、地域振興との調和を図りながら保全と再生に努めます。

日常生活に安らぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵は、自然環境の保全と再生に努め、市民が気軽に自然とふれあえる「里山」づくりに地域住民と協働で取り組みます。

山間部における不法投棄を防止するため、地域住民や関係機関等と連携した監視活動や通報体制の強化を図ります。

国立公園や県立自然公園等の優れた景観や自然環境を形成している山林、保安林など環境保全に重要な役割を果たしている山林については、関係機関等と連携しながら保全策を講じていきます。

山林の松食い虫被害を抑制するため、森林病害虫等防除事業を活用し、樹幹注入、伐倒等を効果的に行います。

鳴門公園から島田島の島しょ部、大麻山周辺に整備されている「四国のみち」については、国や県と連携しながら、安全で快適に利用できるよう維持管理に努めます。

大麻山を日常時から登山ルートとして活用するとともに、災害時は避難ルートとしても活用を推進します。

個別目標7

農環境を持続的に守り、活用していく

取組の方針

農業が盛んな本市において、農地は人の暮らしを支える生産の場であり、人の暮らしと自然が調和する場もあります。

近年、国においても環境保全型農業¹⁴や農業空間における自然再生等を推進する方針を打ち出しており、今後、持続可能な農業経営を図るためにも、環境へのやさしさ、人へのやさしさを付加価値とした農業の推進が必要とされています。特に、本市の農地は、集落と隣接していることが多いことから、農環境を活かした身近な自然の保全と再生に努める必要があります。

取組一覧

（1）農地の保全

農地の無秩序な開発やそれに伴う景観の阻害を防ぐためにも、農地の計画的な保全を図ります。

（2）環境保全型農業の推進

資源循環型社会の創造と連携した環境保全型農業の推進を図ります。

（3）農業の活性化

鳴門ブランドの普及、地産地消の推進、環境保全型農業への取組による農産物の付加価値等による農業の活性化を図ります。

（4）環境と調和した魅力的な農村環境の整備

田園景観を活かした美しい村づくり、自然と共生する農村環境づくり等の推進により、環境と調和した魅力的な農村環境をつくります。

¹⁴ 環境保全型農業：農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

令和14（2032）年度までの取組施策

良好な自然環境の形成に大きな役割を果たしている農地の荒廃を防止するため、地域農業者や農業団体と連携しながら農地中間管理事業を活用した担い手への農地利用集積や新規就農者の参入支援に努めます。

農薬の適正かつ安全な使用について、関係機関や関連団体との連携を図りながら農業者への指導を行うとともに、土づくりを基本とした有機・減農薬農業を推進し、化学肥料・農薬の使用を抑えた環境にやさしい農業の普及に努めます。

自然環境に重要な役割を担っている農地の計画的な保全とあわせて、自然と共生する農村環境づくりを地域住民とともに進めていきます。

土地改良事業の実施にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮した工法の導入に努め、自然と共生する農村環境の形成を図ります。

農業地域周辺の河川や農業用水路にまん延し、農作物や農業用水路、生態系に被害を及ぼしているミシシッピアカミミガメやナガエツルノゲイトウなど外来生物の駆除に取り組みます。

生活排水の影響で水質が悪化している農業用水の水質改善を図るため、合併処理浄化槽（P23参照）の普及に努めます。

個別目標8

野生の生きものの生息環境を守り、共存をはからう

取組の方針

山や川、海などの多様な自然環境は、野生の生きものの生息空間（ビオトープ）でもあります。本市の自然環境は、次第に失われつつあるのが実状です。

その影響は、野生動物の減少による生物多様性（P7 参照）の崩壊のほか、イノシシやサルなど本来山で暮らす野生動物が人里まで下りてきて農作物に及ぼす被害等も生じています。

多様な野生生物が生息するビオトープは豊かな自然の証であり、私たちにとっても貴重な財産でもあります。このため、野生の生きものの生息環境を守り、共存を図るための取組を進めていきます。

取組一覧

（1）自然環境の調査・把握

市内の自然環境についての定期的な調査・把握により、適正な保全・再生・維持管理・活用を図ります。

（2）地域生態系の保全・再生

野生の生きものの生息空間であり、我々にとっても重要な資源である自然環境の保全・再生を進め、地域の生態系を保全していきます。

(3) ビオトープの保全とビオトープネットワーク

「とくしまビオトープ・プラン」に基づくビオトープの保全・再生・創出を進めます。

(4) 自然に触れる場・機会の創出

市街地において不足している身近な場所での自然に触れる空間づくりに努めます。

(5) 生きものとの共存・共生

豊かな自然環境を保全するためにも、野生の生きものとの共存の道をさぐるとともに、計画的な対策への取組を進めます。

令和 14（2032）年度までの取組施策

稀少動植物に関する情報の収集に努めるとともに、保護対策に取り組んでいきます。

生物多様性（P7参照）を維持するうえで重要な空間である河川等の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮しながら行い、多様な生きものが生息できる空間の保全に努めます。

クリーンセンター周辺で整備を進めている「フクロウと子どもたちの森」や「大麻町牛屋島コウノトリビオトープ」を自然に触れる野外活動の場として活用します。

生態系に悪影響を及ぼしているオオクチバスやアライグマ、ミシシッピアカミミガメ等の移入種を河川や野外に放すことのないよう周知徹底を図るとともに駆除に取り組みます。

コウノトリや稀少猛禽類など稀少生物の棲息が確認された地域では、稀少生物が棲息しやすい環境づくりに地域住民等とともに取り組みます。

アルゼンチンアリやセアカゴケグモなど特定外来生物の生息状況の情報収集に努め、生息が確認された場合は、関係機関と連携して駆除に取り組みます。

個別目標 9

美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう

取組の方針

美しく多様な自然環境に支えられている鳴門の観光やレクリエーションの持続的な発展を図り、将来に引き継いでいくためにも、美しい景観とその基盤となる豊かな自然環境の保全・再生を図るとともに、過度の利用や開発を避け、環境への負荷を抑える観光やレクリエーションの推進に努めます。

取組一覧

（1）地域資源を活かした観光の活性化

鳴門の美しい景観、豊かな自然環境、海産物・農産物等の特産品、歴史的建造物や歴史文化に
関わる魅力等を保全し、持続可能な活用を図るための仕組みづくり、広報PR、人材育成に努めます。

（2）歴史文化を保全・活用した地域づくりの推進

四国八十八箇所霊場の第一番札所（靈山寺）及び第二番札所（極楽寺）があり、古くから四
国の玄関口・交通の要所として引き継がれてきた鳴門の歴史文化は、自然環境と深い結びつきを持っ
ています。その歴史文化の保全と将来世代への継承を図ります。

（3）環境にやさしい観光の推進

環境に負荷をかけない観光のあり方を模索するとともに、環境を一つの目玉とした観光への取組を図
ります。

（4）環境にやさしいレクリエーションの推進

自然環境を活かしたレクリエーションを持続的に楽しんでいくためにも、環境に負荷を与えないようなレ
クリエーションのあり方を目指します。

令和14（2032）年度までの取組施策

関係機関や事業者、地域住民等と連携しながら観光地周辺地域の不法投棄監視活動や投棄ごみ
の回収を実施するなど、ごみのない観光地づくりに取り組んでいきます。

全国に知られた鳴門海峡の渦潮をはじめとする美しい自然景観、四国八十八箇所霊場の第一番札
所（靈山寺）及び第二番札所（極楽寺）や大谷焼の里、鳴門板野古墳群などの歴史・文化資源
等を将来世代に継承していくため、保護と活用に努めます。

鳴門海峡を望む県道鳴門公園線や四国遍路道沿いの景観については、徳島県や観光団体、地域
住民等と協力しながら観光地にふさわしい景観の形成に努めるとともに、「鳴門海峡の渦潮」、「四国遍
路」の世界遺産登録に向けた取組を関係団体と連携して推進します。

豊かな自然や古くから残る町並みなどの美しい、趣のある景観の保全と再生に努めます。

ドイツとの交流など本市の文化的特性を広場や道路をはじめとするまちづくりに活かし、市民と協働して
新たな景観を創造することで、鳴門らしい文化の薫り漂う環境づくりを目指します。

瀬戸内海国立公園区域及び大麻山県立自然公園区域については、国や県と協調しながら景観の保
護、海岸の維持を図っていきます。

大麻山を日常時から登山ルートとして活用するとともに、災害時は避難ルートとしても活用を推進しま
す。

環境にも人にもやさしい暮らし方と、 経済発展の両輪で 持続可能なまちづくりを進める

環境に配慮した持続可能なまちづくりを進めてきましたが、近年は環境だけではなく、経済・社会も統合的に向上させることが求められています。さらに、環境保全を通じた、ウェルビーイングや経済厚生の向上の実現が望まれています。人々が快適に暮らしながら、自らのふるさとに誇りを持って暮らし続けられる環境づくりを進めます。

個別目標10 ごみを出さない生活・事業活動への
転換をはかろう

個別目標11 快適で潤いのある生活環境づくりを
進めよう

個別目標12 エネルギーを上手に使おう

個別目標13 きれいで安全な環境を守ろう

個別目標14 化学物質による環境汚染を防止しよう

個別目標15 地域から地球環境保全に取り組もう

個別目標 10

ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう

取組の方針

ごみの発生抑制・減量・リサイクルを推進することにより、ものを大切にし、環境に与える負荷が小さく、ものが循環する社会づくりを目指します。

取組一覧

（1）持続可能なライフスタイル・社会構造づくりの推進

生活や事業活動に伴うさまざまな物品の製造・販売・購入において、環境への負荷が少ない選択を進め、ライフスタイル・社会構造の見直し等を進めていきます。

（2）廃棄物発生量の抑制等の推進

4R¹⁵の取組を進めることにより、資源の消費を抑えるとともに、廃棄物の発生量の抑制による処理・処分に伴う環境への負荷(排ガス・処分場による影響等)の低減に努めます。

（3）廃棄物の適正処理の推進

ごみの処理・処分方法や、処理・処分施設の管理運営においては、環境への負荷を小さくするための取組を推進するとともに、安全確保のための適正な管理・実施を推進します。

（4）不法投棄対策の推進

山林や河川敷、空き地等への不法投棄やポイ捨てをなくしていくための取組を進めます。

令和 14（2032）年度までの取組施策

一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民等との協働によるごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用を推進する循環型社会づくりを目指します。

循環型社会の形成や環境に関する市民の自発的な取組を推進するため、リサイクルプラザに設置している環境学習館において、ごみの減量・リサイクルをテーマに施設見学や体験学習、講座の開設など環境教育・学習の場の充実を図ります。

ごみの量や内容を把握したうえで効果的なごみ減量策を検討し、発生抑制の具体的な取組を紹介するなど地域住民を主体とするごみ減量の取組を進めます。

ごみの焼却量を削減するとともに資源の有効活用を図るため、地域コミュニティや市民団体等による資源ごみ集団回収を支援し、古紙類等の資源ごみ回収の機会を増やします。

焼却時に多くの補助燃料を必要とする生ごみの焼却量を減らすため、家庭への生ごみ処理機の購入補助、生ごみ処理容器購入の負担軽減等により、生ごみの堆肥化を進めます。

クリーンセンターの操業にあたっては、環境への負荷を軽減する取組を推進するとともに、運転管理の情報についてわかりやすく公表していきます。

省資源化並びにごみ減量化を図るため、買い物時のマイバッグ運動を推進します。

不法投棄監視パトロール隊と連携し、不法投棄防止看板等の設置支援を進めるとともに、関係機関や地域住民と連携した監視活動や通報体制の強化に努めます。

¹⁵ 4R : Reduce (リデュース) 、Reuse (リユース) 、Recycle (リサイクル) 、Refuse (リフューズ) の4つのRの総称

個別目標 11

快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう

取組の方針

鳴門の歴史文化、コミュニティ、人と人とのつながり、風土を活かしたまちづくり、暮らし方を改めて考え直し、生活に必要な利便性と環境への負荷を抑えたまち、暮らし方とのバランスがとれたまち、市民が季節の変化や潤いを感じ、快適で安全に暮らせる生活環境を目指します。

取組一覧

（1）市街地の緑化推進

市街地における良好な街並み景観、生活環境のため、緑地保全や敷地緑化に努めます。

（2）微気象¹⁶の保全（風、熱、水の循環）

エネルギーの大量消費や、地面の被覆、高層建築物や大規模建築物の建設等により、通常行われているはずの地域の水循環、熱循環、風の流れ等が阻害されることによっておきる地域の微気象の改変を抑制し、快適な気象環境を保全するための取組を進めます。

（3）魅力ある街並みづくり

鳴門らしさ、さらには地域の歴史風土の特徴を活かした、潤いある魅力的な街並み、景観づくり、静かで穏やかな中にもぎわいと活力ある地域づくりを推進します。

（4）憩いの場の創出

住民が憩い、交流を持てる身近で潤いのある空間づくりを進めます。

（5）安心・快適な道づくり

車中心の道ではなく、歩行者や自転車等が安心して通行できる道づくりを進めます。また、単なる移動路ではなく、季節を感じ、住民同士の交流がもてる空間としての整備に努めます。

令和 14（2032）年度までの取組施策

市民が季節の変化を感じ、快適な暮らしができるまちづくりを進めるため、市街地の緑化を推進するとともに地域の自然環境を活かした景観づくりに努めます。

郷土に愛着を持って暮らせるよう、撫養街道や水尾川、神社や寺院の門前街の景観など鳴門の風土、歴史文化を活かした魅力的な街並みづくりに努めます。

日常生活に安らぎと潤いを与え、良好な自然景観を形成している市街地周辺の丘陵や河川等を身近な自然にふれあえる空間として保全と再生に努めるとともに、その活用を図ります。

道路や公園など公共の場の美化に努めるとともに、害虫の発生やごみの不法投棄の要因ともなる空き家や空き地の雑草については、所有者や管理者に適正な処理を要請していきます。

¹⁶ 微気象：比較的限られた地域の気象のこと。

人口減少や少子高齢化の進展に伴って増加している空き家について所有者等に適正管理を促します。また、すでに老朽化し危険な空き家については、国や県の補助制度を活用して除却を促し、居住環境の改善を図ります。

公共施設のバリアフリー化などをはじめとしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備に努めます。

安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道のバリアフリー化を進めるとともに、自転車歩行者専用道路やコミュニティ道路の整備に努めます。

街灯などの照明設備については、効果的な見直しを行うとともに、効率のよい設置基準を設け合理的に整備します。

快適な住環境づくりを進めるため、排水路の整備や清掃を行い、浸水防止や悪臭防止を図るなど適正な管理に努めます。

人口減少や少子高齢化の進行など社会環境の変化への対応や多様化する利用者ニーズに柔軟に対応するため、地域の実情に応じた公共交通体系の構築を研究します。

公共交通の発着点である鳴門駅周辺において徒歩や自転車での利用がしやすい環境整備に努めます。

個別目標 12

エネルギーを上手に使おう

取組の方針

私たちの暮らしや事業活動は、大量のエネルギーを消費して成り立っていますが、このことによって地球温暖化の原因となる二酸化炭素を大量に排出したり、限りある資源を枯渇させたりする懼れも生じています。このため、快適な生活環境を将来世代に伝えるには、エネルギーを大量に使用するライフスタイルからの転換を図り、エネルギーを上手く活用しながら環境への負荷を低減する取組が急務となっています。

「鳴門市地球温暖化対策実行計画」（第5章、第6章参照）に掲げた施策を踏まえ、以下の取組を推進します。

取組一覧

（1）省エネルギーの推進（エネルギー消費量の低減）

エネルギーの消費量を抑えるための取組を推進します。

（2）自然エネルギー活用の推進

風土を活かした暮らしのあり方を見直すとともに、太陽光、太陽熱、風力、潮力等の自然エネルギーの活用を検討します。

（3）エネルギーの有効活用

限りあるエネルギーを有効に活用するための技術やシステムの導入に努めます。

（4）再生可能エネルギーを起点とした経済活動の創出

建物への太陽光発電の導入による再生可能エネルギーの地産地消等、再生可能エネルギーを積極的に活用します。

令和 14（2032）年度までの取組施策

市の事務・事業における温室効果ガスの排出削減やエネルギー消費量を抑えるためのさまざまな取組を率先して行うとともに、取組状況について広報なるとや市公式ウェブサイトなどを利用した情報提供に努めます。

環境学習館における講座や出前講座などを活用し、家庭で取り組める具体的な対策とその効果等の周知に努め、市民や事業者とともに環境にやさしいまちづくりを推進します。

ごみの焼却時に発生する温室効果ガスを削減するため、ごみ分別の徹底や資源ごみの回収、生ごみの堆肥化を推進し、焼却ごみの減量化に努めます。

夏場の電気使用量削減を図るため、学校や公共施設でゴーヤなどのつる性植物を利用した「緑のカーテン事業」を促進するとともに、多くの市民にも取り組んでいただけるようゴーヤ苗を配布します。

上水道については、計画的な漏水調査の実施によって漏水水量を削減させるとともに、効率的な配水を行うため、配水施設の統廃合について検討します。

公共施設等への太陽光発電設備や蓄電池の設置を推進するとともに、住宅用太陽光発電設備の導入を支援します。

個別目標 13

きれいで安全な環境を守ろう

取組の方針

私たちの日常生活や事業活動は、生活排水等による河川等の水質悪化をはじめ、騒音、振動、悪臭等の問題を伴います。また、地震や洪水等の災害に対する不安も抱えています。

こうした問題を将来世代に持ち越さないよう、きれいで安全なまちづくりに取り組んでいきます。

取組一覧

（1）水域環境の改善

下水道の整備推進や合併処理浄化槽（P23 参照）の普及促進等により水域への汚濁負荷の流入を抑制するとともに、水域の浄化機能を保全・再生する等、海域や河川、農業用水路等における水質の改善を図ります。

(2) 大気環境の保全

工場や街中や道路沿いにおける緑化を推進し、植物による大気浄化に努めます。

(3) 生活公害対策の推進

騒音・振動・悪臭等の生活公害、建築物による日照阻害・電波障害等、日常生活の快適性を損ねるさまざまな要因の防止・対策に努めます。

(4) 災害に強いまちづくりの推進

災害によって被害を受けにくい土地利用、被災時の被害を小さくする施設整備や地域づくりを推進します。

令和 14（2032）年度までの取組施策

「汚水処理構想」に基づき、市内で人口が最も集中している撫養町のほか人口集中地区から優先的に公共下水道の整備促進を図っていきます。

公共下水道への接続を促進するため、高齢者や障がい者の低所得世帯への受益者負担金猶予措置・下水道使用料減免措置や接続に関する排水設備費用の助成制度を実施します。

公共下水道の整備を計画していない地域、計画はあっても整備までに相当な期間を要する地域においては、合併処理浄化槽（P23 参照）の効果や必要性を広く周知するとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助制度を活用し、合併処理浄化槽の普及促進を図っていきます。

生活排水の汚濁負荷を軽減する効果がある EM の活用を促進するため、地域団体等に EM 活性液培養装置の貸与と培養資材の提供を行うなど地域団体と連携しながら普及に努めます。

生活環境に被害を与え、健康で文化的な生活の障害となる大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害については、定期的な調査、国や県の最新情報等の把握等により、未然防止と監視に努め、公害等に関する相談には迅速かつ状況に応じて対応します。

災害に強いまちづくりを推進するため、公共施設や橋梁の耐震化、排水機場・樋門などの水防施設、幹線管渠やポンプ場など排水施設の整備・改修を図ります。

フェーズフリー¹⁷の考え方のもと、日常から災害に備えることができるまちづくりを進めます。

防災意識の啓発、防災活動の推進、災害発生時の対応など地域において重要な役割を果たす自主防災会に対し、活動助成や災害に関する情報提供、避難訓練等の参加促進など、より一層の活動活性化に向けた取組を推進します。

一般住宅の耐震化を推進するため、個人木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度の周知を図ります。

快適な都市空間を形成するため、公共施設の緑化や街路樹・植樹帯の確保に努めます。

関係機関と連携して、危険な盛土等による災害発生を防止します。

¹⁷ フェーズフリー：災害と日常生活という局面の垣根を取り払い、どちらの局面でも対応できる環境を整えるという考え方。

個別目標 14

化学物質による環境汚染を防止しよう

取組の方針

化学物質は、私たちの生活を豊かにしていますが、土や水、空気等を介して、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすことが知られています。化学物質による影響は目に見えないことが大きな特徴であり、恐ろしさもあります。

化学物質による人や自然環境への悪影響に関する状況を正しく把握するとともに市民に対する正しい知識の周知に努めていく必要があります。

取組一覧

（1）有害化学物質対策の推進

有害化学物質による環境汚染の未然防止と監視に努めます。

（2）リスクコミュニケーション¹⁸の充実

化学物質による環境汚染に関して安全で安心な社会を実現するため、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、対話と協力のもと、環境リスク低減のために取り組むリスクコミュニケーションの充実を進めます。

令和 14（2032）年度までの取組施策

有害化学物質の発生について関係機関と連携した監視に努めるとともに、発生時には、市民や学校、関係機関への迅速な周知を実施します。

ごみ焼却施設の適正な運用に努めるとともに、ダイオキシン類などの定期測定を実施し、検査結果を公表します。

ダイオキシン類が発生するごみの野外焼却をしないよう、市民への啓発に努めます。

有害化学物質に関する情報の収集と市民への正確な提供に努めます。

¹⁸ リスクコミュニケーション：化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

地域から地球環境保全に取り組もう

取組の方針

第2章で示したとおり、国連では持続可能な世界を実現するための目標である「SDGs」が採択され、日本政府は、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。地球環境問題は、もはや一部の国や人が取り組めば解決するものではありません。私たち一人ひとりが地球環境を視野に入れ、地域の日常生活のなかで着実に行動していくことが、地球環境を守るための取組につながるとともに、地球規模での視点を持つことは、外から鳴門の環境を見直すことにもつながります。

地域の環境づくりに取り組みながら、より広域的な環境づくり、地球規模での環境問題にも関心を持ち、世界のなかの鳴門を意識し、地球市民としての取組を進めていきます。

取組一覧

（1）地球温暖化対策の推進

令和32（2050）年カーボンニュートラルに向けて、地球温暖化の主な原因物質である温室効果ガスの排出抑制に努めます。

（2）オゾン層の保護対策の推進

有害な紫外線を遮断するオゾン層を保全するため、オゾン層を破壊する物質であるフロンの排出抑制に取り組んでいきます。

（3）酸性雨対策の推進

酸性雨の原因である工場や自動車等からの排気ガスの排出抑制等、大気汚染対策を推進し、大気環境の保全に努めます。

（4）海外資源の保全と地域資源の有効活用

森林資源、野生動物、海洋資源、水資源等、海外の自然資源の保全に努めます。また、私たちが日常生活のなかで大量に輸送エネルギーを使って消費している食材や建材利用のあり方を考え、地球環境への負荷を低減するという視点からも、地域資源の有効活用に努めます。

（5）地球環境を視野に入れた取組の推進

鳴門という地域で暮らしながら、常に地球規模の環境問題を視野に入れ、理解と関心を深めていくよう努めます。

令和 14（2032）年度までの取組施策

「鳴門市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（第 5 章参照）に掲げた施策を推進し、環境保全と資源の活用、地域経済の成長と市民の率先的な環境配慮行動の両立を目指します。

市が率先して地球温暖化対策に取り組むため、「鳴門市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（第 6 章参照）に掲げた施策を推進します。

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の吸収と蓄積、酸素の供給、蒸発散作用により、地球環境を調整する機能がある森林の保全に努めます。

深刻な状況となっている地球温暖化の抑制に寄与するため、本市の自然エネルギーを活かした再生可能エネルギーの導入に取り組んでいきます。

オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、家庭等で使用しているエアコンや冷蔵庫等に冷媒として充填されているフロン類を放出しないことや廃棄する際にはフロン類の回収が必要なこと等について、市民等への周知と啓発に努めます。

市民等が地球規模の環境問題に対する理解と関心を深めていただけるよう、世界的な環境問題に取り組んでいる「世界自然保護基金(WWF)」等から得た環境に関するさまざまな情報を環境学習館や市公式ウェブサイト等で紹介します。

4.3 地域別の取組方針

本市は、総面積 135.66km²と広大な市域を有し、地域内の環境は非常に多様であることから、市全体としての環境づくりの方針に加えて、地域の特性を活かした環境づくりを進めるため、地域ごとの環境づくりの方針を明確にしていく必要があります。

地域ごとの方針をたてるために、その地形や土地利用、さらには都市計画マスターplanや総合計画での地域区分の考え方をもとに、以下の 7 区分による地域区分を設定しました。

表 4.1 鳴門市の地域区分

地域区分	概要
撫養町	海辺から川沿いに広がる平地に市街地が広がる、市の中心地域
里浦町	かんしょや大根が栽培される農業地域と、大型事業所が立地する工業地域とが同居する
鳴門町	鳴門公園（渦潮）等の観光地や大学があり、景観と学びのある住環境の地域
瀬戸町	島しょ部には豊かな自然が残り、住宅地と工業地、農用地等が共存する地域
大津町	農地の広がる川沿いの平地部から山間部にかけての地域
北灘町	市北部の海岸沿いに漁港が点在する地域。山と海に囲まれ平地が少ない
大麻町	大麻山をはじめとする縁深い山間地域と、溪流沿いや旧吉野川沿いの平地に広がる農地とがある地域



撫養町	面積：13.48km ²	世帯数：9,207 世帯
	人口：20,997 人	世帯あたり人数：2.3 人/世帯
	人口密度：1,558 人/km ²	65 才以上人口割合：33.0%
現状・課題		
<p>■ 土地利用</p> <ul style="list-style-type: none">大道商店街・本町商店街から JR 鳴門駅周辺地区一帯の商業地における空き地や空き店舗等の増加への対応や賑わいの創出が重要である。		

- ・ポートレース鳴門周辺における賑わいの創出と更なる魅力の向上が重要である。
 - ・川東地区においては幹線道路沿いを中心に商店が立地し、住宅と混在した土地利用となっているため、撫養街道の古き良き住景観を維持しつつ、快適な住宅地としての土地利用が求められている。
- 自然環境
- ・うずしおふれあい公園や撫養川親水公園などの都市公園や新池川などの河川は、市街地の貴重な緑と潤いであり、市民の憩いの場として適切な維持管理と活用が求められている。
 - ・市街地内の街路樹などの緑の景観の改善が重要である。
 - ・地域内には、周辺地域の産地に隣接する生産性の高い作物が栽培されていることから、住環境との調和に配慮しつつ関係団体等と連携しながら適正な農地の保全が求められる。
- 生活環境
- ・公共交通の発着点としてJR鳴門駅や高速鳴門バス停留所が立地し、交通利便性が高いエリアである一方で、市内を通過するバス利用者数の減少に伴い、公共交通の維持が困難であることから人口減少・少子高齢化に対応した交通体系の確立や利用促進が重要である。
 - ・津波や河川による浸水の危険性を有しており、住み続けられるよう災害リスクに応じたハード対策（河川管理施設の整備等）とソフト対策（避難体制の確立等）の両立が重要である。
 - ・「鳴門市汚水処理構想」に基づき、公共下水道（汚水）の整備が進められており、計画的な整備と維持管理が重要である。

望ましい環境像

水辺と街道によって心と緑をつなげる、歴史文化が薫るまち

望ましい環境像の実現に向けた取組の方針

【基本方針1：まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】

- ・国道11号、28号沿道における交通利便性を活かした計画的な土地利用の推進
- ・撫養川親水公園の憩い空間としての整備と活用の促進
- ・市民の日常生活における公共交通の維持・確保等に向けた取組の推進

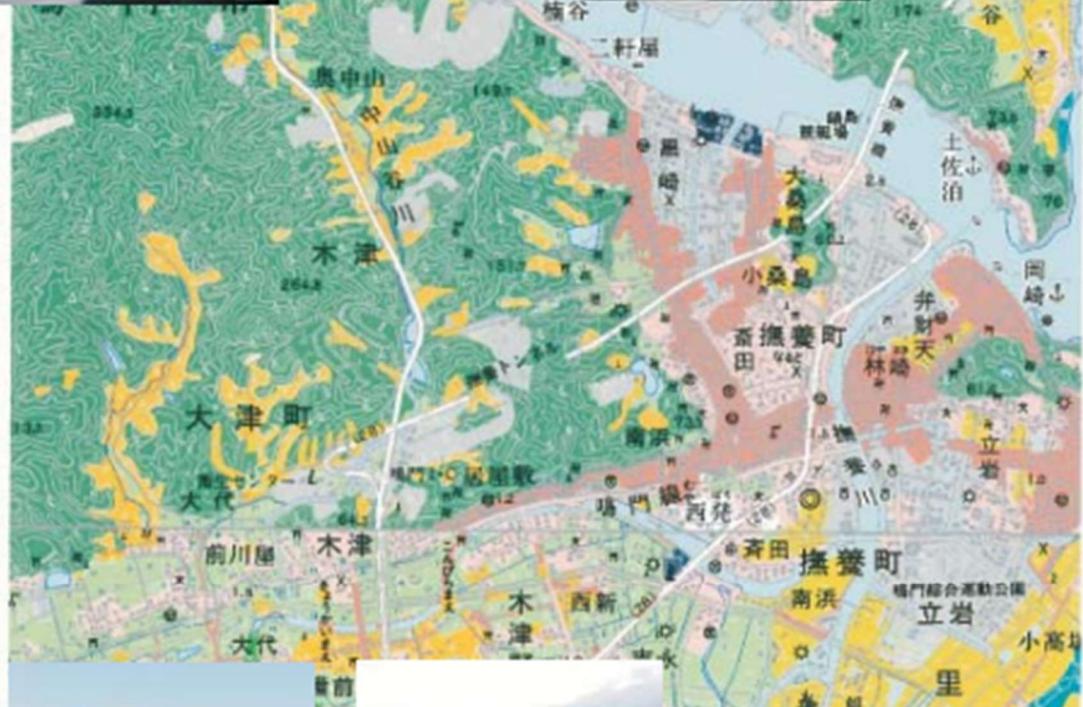
【基本方針2：生存基盤としての自然を守り、活かす】

- ・住環境との調和に配慮し、関係団体等と連携した適正な農地の保全
- ・市民ボランティア等による公共空間（水辺、道路、公園等）の環境管理の推進

【基本方針3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】

- ・公共下水道の整備促進、合併浄化槽の設置奨励と家庭からの排水負荷低減に関する普及啓発の推進
- ・ポートレース鳴門周辺の工業地における機能性や利便性、環境に配慮した整備の促進
- ・撫養街道（弁財天岡崎線・林崎弁財天線・文明橋線）における、古き良き建築物の保全と地域の実情に沿った景観づくりの検討
- ・吉野川水系流域治水プロジェクト2.0に示される国県等と連携した地震・津波対策等の促進
- ・妙見山公園やトリーでなるとにおける防災・減災対策としての維持管理や利活用の促進

※人口及び世帯数は令和2（2020）年10月現在



里浦町	面積：6.57km ²	世帯数：1,218 世帯
	人口：3,127 人	世帯あたり人数：2.6 人/世帯
	人口密度：476 人/km ²	65 才以上人口割合：37.3%
現状・課題		
<p>■ 土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 東部は、かんしょと大根を中心とした優良農地であることから生産性の向上を図り、都市近郊型農業地帯として維持・保全していくことが重要である。 住宅と農地の混在した土地利用となっているため、比較的低密度で良好な住宅地としての土地の有効利用が重要である。 <p>■ 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の北端、瀬戸内海国立公園指定区域でもある“いわし山”には海岸植生が一部見られる。 広大な農地が広がり、その中に点在する集落、かつての防風林であった松林など里浦町にしかない農の景観がある。 <p>■ 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地は、里浦公民館周辺に密集しており、災害に強い良好な居住地の形成に向けた計画的な市街地整備が重要である。 津波による浸水の危険性が高いため、市民ニーズを踏まえながら、ハード対策（海岸保全施設の整備、避難所・避難経路の整備等）やソフト対策（避難体制等）の両立が重要である。 		
望ましい環境像		
農の風景を守り、身近に季節を感じるまち		
望ましい環境像の実現に向けた取組の方針		
<p>【基本方針 1：まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅密集地における建て替え時のセットバック¹⁹による細街路の拡幅等の住環境の向上推進 里浦公民館の維持管理と活用などによる地域コミュニティの維持・活性化の促進 <p>【基本方針 2：生存基盤としての自然を守り、活かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> かんしょや大根の生産性向上に向けた基盤整備や関係団体と連携した維持管理体制の強化 農漁業関連施設の保全 <p>【基本方針 3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 里浦南防災センター・里浦小学校など、津波避難施設として維持・活用の促進 吉野川水系流域治水プロジェクト 2.0 に示される国県等と連携した地震・津波対策等の促進 レクリエーション施設としてのサイクリングロードと岡崎公園の活用の促進 		

※人口及び世帯数は令和 2 (2020) 年 10 月現在

¹⁹ セットバック：土地に接する道路が 2 項道路（建築基準法第 42 条第 2 項の規定により道路であるものとみなされた幅 4 m 未満の道のこと）の場合に、道路の中心から 2 m 後退して建物を建築すること。

岡崎海岸
公園として整備されている



岩礁(いわし山北側)
国立公園指定区域になっている



いわし山地先の海中の様子
(亜潮間帯カジメ等)



四枚水尾川
奥に撫養川に続く水門が見える
に水門が見える(撫養川)



栗津漁港
栗津港撫養線沿いに集落が続く

里浦町

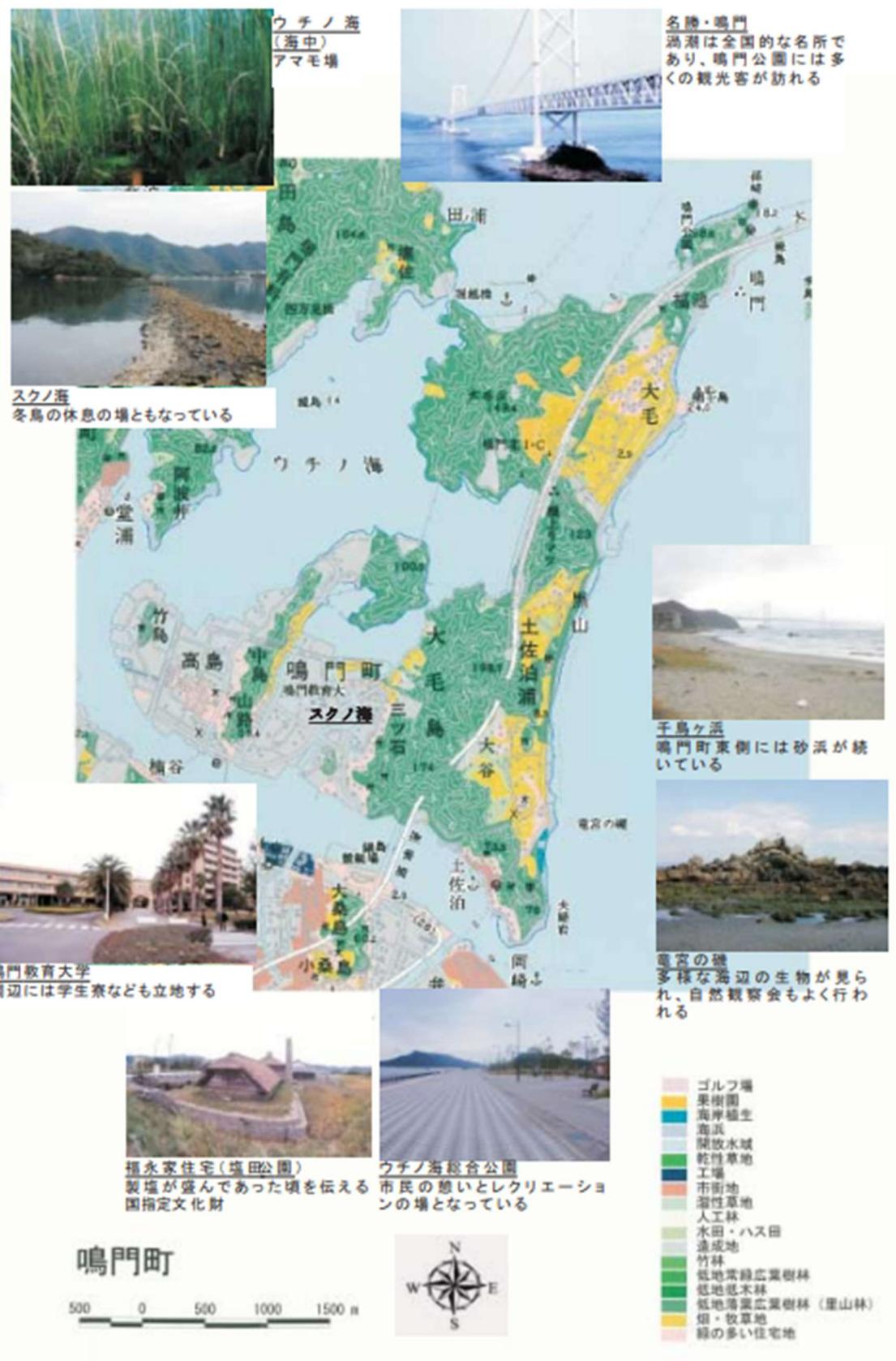
400 0 400 800 1200 m

【凡例】

ゴルフ場
果樹園
海岸植生
海浜
開放水域
乾性草地
工場
市街地
湿性草地
人工林
水田・ハス田
造成地
竹林
低地常緑広葉樹林
低地低木林
低地落葉広葉樹林(里山林)
姓・牧草地
緑の多い住宅地

鳴門町	面積：9.94km ²	世帯数：2,951 世帯
	人口：7,076 人	世帯あたり人数：2.4 人/世帯
	人口密度：712 人/km ²	65 才以上人口割合：32.1%
現状・課題		
<p>■ 土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海国立公園に指定された景勝地であり、鳴門公園などの観光地は、多くの観光客が集まるから、更なる地域の魅力向上と PR 強化を図るとともに、この地域に訪れた人を他の地域へ回遊させる仕組みを検討することが重要である。 住宅地は、土地区画整理事業により都市基盤が整った良好な住宅地が形成されている一方で、利用されていない未利用地が点在していることから活用の促進が重要である。 <p>■ 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 大毛海岸等、東側の海岸線に続く砂浜や岩礁地帯、小鳴門海峡、ウチノ海、スクノ海等の内湾等、変化に富む海辺環境がある。また、大毛山等の丘陵部は比較的まとまった樹林帯となっている。海岸沿いでは畑も多く、うつきようが特産となっている。 海辺環境の保全（漂着ごみ対策等）や津波対策（海岸保全施設の整備等）が求められている。 <p>■ 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区内には商業地がなく、日常の買い物を市中心部とその周辺部に依存しており、高齢化の進展に伴い移動困難者の増加が予想されることから、市中心部とのネットワークの維持・強化が重要である。 都市計画道路黒山中山線は整備を進めており、未整備区間が残されていることから、計画的に取り組むことが求められている。 		
望ましい環境像		
美しい自然景観を守り活かす、環境と観光が調和するまち		
望ましい環境像の実現に向けた取組の方針		
<p>【基本方針 1：まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路黒山中山線の整備に伴う新たな開発需要に応じた土地利用の推進 観光需要に応じた基盤整備と自然環境の保護や乱開発の防止に向けた検討 <p>【基本方針 2：生存基盤としての自然を守り、活かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸域における漂着ごみや投棄ごみ清掃活動の市民参加による推進 うつきようの生産性向上に向けた基盤整備や関係団体と連携した維持管理体制の強化 <p>【基本方針 3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民や観光客等が訪れる鳴門ウチノ海総合公園や鳴門塩田公園の適切な維持管理と活用促進 高潮・津波による浸水対策として県等と連携した海岸保全施設の適切な維持管理 市民の日常生活を支える公共交通及び鳴門中心部への観光客の交通利便性の維持・確保に向けた取組の推進 		

※人口及び世帯数は令和2（2020）年10月現在



瀬戸町	面積：14.23km ²	世帯数：1,605 世帯
	人口：4,055 人	世帯あたり人数：2.5 人/世帯
	人口密度：285 人/km ²	65 才以上人口割合：42.3%
現状・課題		
<p>■ 土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 海沿いの地域に漁港が分散して分布している。丘陵部も多く、住宅や集落は主に海辺の平地や川沿い等に作られている。 堂浦・北泊・大島田地区は、山際の限られた平地に住宅が密集した特徴的な漁村集落が形成されており、狭あいな道路沿いに木造住宅が密集していることから防災面で課題を有している。 鳴門複合産業団地や丸山地区周辺は、産業振興を図るうえで拠点性の高い工業地となっている。 <p>■ 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 日出や大島田等の地域には、樹林、農地、ため池、塩性湿地等の環境があり、生きものにとっての重要な生息地となっている。 瀬戸内海国立公園の景勝地であり、鳴門スカイラインからはウチノ海やそれを取り巻く山並みの眺望が美しく、遠く鳴門町や撫養町方面も見渡せる等、多様で美しい海辺の景観が特徴となっている。 <p>■ 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 市中心部や北灘町を結ぶ路線バスが運行されており、地区内に商業地が無いことから、高齢化の進展や移動困難者の増加に配慮した公共交通の維持・確保が重要である。 人口減少・少子高齢化が進んでおり、特に島しょ部などでは集落間の距離が遠いため、地域コミュニティの維持に向けた対策が重要である。 堂浦地区を中心に、観光用屋形釣り漁業が盛んに行われている。ウチノ海に浮かぶ屋形は、景観の一部となっている。 		
望ましい環境像		
青く澄んだ海と空を近くに感じるまち		
望ましい環境像の実現に向けた取組の方針		
<p>【基本方針 1：まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧学校施設を利活用した民間活力による地域活性化の推進 市中心部との公共交通による連携強化に向けた取組の推進 環境学習館や公民館等を活用した地域コミュニティの維持・活性化の促進 <p>【基本方針 2：生存基盤としての自然を守り、活かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農漁業関連施設の保全 瀬戸内海国立公園における自然環境の保全と美しい景観の活用の推進 <p>【基本方針 3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県等と連携した海岸保全施設の適切な維持管理による高潮・津波の浸水対策の推進 クリーンセンター周辺の自然環境との調和を図る「フクロウと子どもたちの森」の維持・活用の促進 		

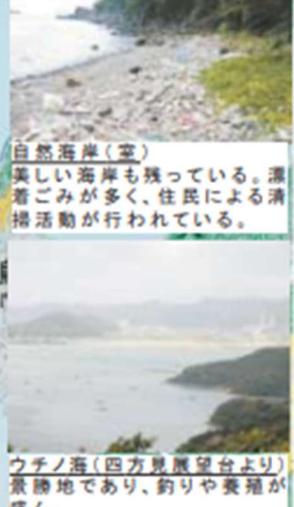
※人口及び世帯数は令和2（2020）年10月現在



北泊（漁港）
海辺まで傾斜地が迫っている



田んぼ（大島田）
田と休耕田がモザイク状になっている



自然海岸（室）
美しい海岸も残っている。漂着ごみが多く、住民による清掃活動が行われている。



日出港
港奥にはハマボウの自生地がある



明神付近の家並み
斜面地に形成された住宅地



小鳴門公園
高台にあり、小鳴門海峡の見晴らしの良い公園

瀬戸町

500 0 500 1000 1500 m



【凡例】

■	ゴルフ場
■	果樹園
■	海岸植生
■	海浜
■	開放水域
■	乾性草地
■	工場
■	市街地
■	湿性草地
■	人工林
■	水田・ハス田
■	造成地
■	竹林
■	低地常緑広葉樹林
■	低地低木林
■	低地落葉広葉樹林（里山林）
■	畑・牧草地
■	緑の多い住宅地

大津町	面積：12.68km ²	世帯数：2,869 世帯
	人口：7,391 人	世帯あたり人数：2.6 人/世帯
	人口密度：583 人/km ²	65 才以上人口割合：36.6%
現状・課題		
<p>■ 土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> かんしょ・大根・れんこん・梨等、従来から生産性の高い農用地であるため、優良農地の保全に配慮しつつ土地の有効利用を検討することが重要である。 国道 11 号や国道 28 号沿道は、交通の利便性が高い地域であり、商業・サービス施設の立地が進んでおり、特に国道 11 号沿道における道の駅「くるくる なると」を活用しながら、賑わい創出に向けた取組を進め、地域活性化を図ることが重要である。 <p>■ 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 低地部を流れる大谷川は、昔ながらの大きく蛇行した流れを残している。 農業用水路にナガエツルノゲイトウ等、特定外来生物の拡大が懸念される。 <p>■ 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域のほぼ中央を東西に渡って広幅員の農道が走り、河川や農業用水路が縦横にめぐる水辺が身近な環境となっている。 郊外型住宅用の宅地開発が見られることから、農地と住宅地が混在している地域では、長期的な展望のもとで市街地拡大とならないよう適切な土地利用を推進することが重要である。 津波や河川による浸水の危険性が高いことから、災害リスクに応じたハード対策（河川管理施設の整備等）とソフト対策（避難体制の確立等）の両立が重要である。 		
望ましい環境像		
農と水が暮らしの中に生きるまち		
望ましい環境像の実現に向けた取組の方針		
<p>【基本方針 1：まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業の活性化に向けた土地利用の検討 道の駅「くるくる なると」を核とした、交流・定住・移住の取組に向けた更なる活用の検討 地域コミュニティの維持・活性化の促進 <p>【基本方針 2：生存基盤としての自然を守り、活かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近に多く存在している水辺環境（水質、生態系）の保全・再生 生産力のある優良農地の保全と活用 山林部の乱開発の防止による自然環境や景観の維持・保全 <p>【基本方針 3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 吉野川水系流域治水プロジェクト 2.0 に示される国県等と連携した地震・津波対策等の促進 河川等への不法投棄対策の推進 		

※人口及び世帯数は令和 2 (2020) 年 10 月現在



レンコン田
大谷川沿いに広がっているレンコン田



大谷川下流
農地の間を大きく蛇行しながら流れている

大津町



500 0 500 1000 1500 m

【凡例】

■	ゴルフ場
■	果樹園
■	海岸帯生
■	海浜
■	開放水域
■	乾性草地
■	工場
■	市街地
■	湿性草地
■	人工林
■	水田・ハス田
■	造成地
■	竹林
■	低地常緑広葉樹林
■	低地低木林
■	低地落葉広葉樹林(里山林)
■	畑・牧草地
■	緑の多い住宅地

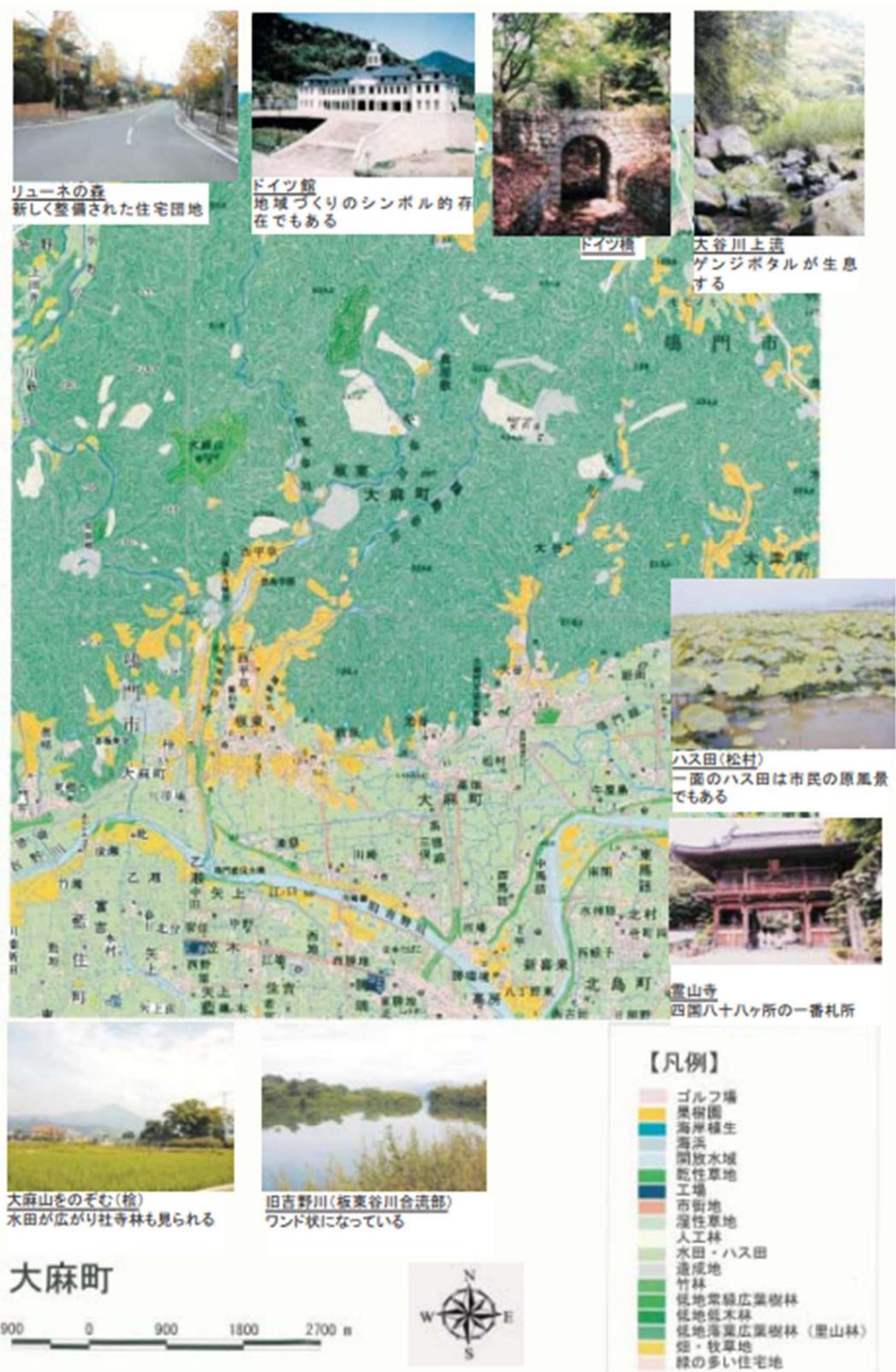
北灘町	面積：30.64km ²	世帯数：695 世帯
	人口：1,606 人	世帯あたり人数：2.3 人/世帯
	人口密度：52 人/km ²	65 才以上人口割合：49.8%
現状・課題		
<p>■ 土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 山が海辺まで迫っており、地区の面積のほとんどが樹林地となっている。集落や農地は瀬戸内海に流れ込む川沿いに細長く分布している。 国道 11 号沿道におけるきたなだ海の駅を活用しながら、賑わい創出に向けた取組を進め、地域活性化を図ることが重要である。 <p>■ 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 海辺の漂着ごみが多く、野生生物や景観への悪影響が懸念される。また、冬季季節風による高波の影響が大きく、海岸線や港の護岸、防波堤等の維持管理等が必要である。 大須、碁浦から大坂越にかけての地域が瀬戸内海国立公園地域に指定されているほか、大麻山に至る折野地区一帯は大麻山県立自然公園に属している。 <p>■ 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 川沿いに分布し山に囲まれた静かな地区であったが、近年は野生のイノシシやサルによる農作物への被害が著しくなっている。 地区内には商業地がないため、日常の買い物は市中心部と東かがわ市に依存しており、高齢化の進展に伴い移動困難者の増加が予想されることから、市中心部等への公共交通の確保が重要である。 土砂災害の危険性が高いことから、災害リスクに応じたハード対策（土砂災害対策や避難路の確保に向けた道路整備等）とソフト対策（避難体制の確立等）の両立が重要である。 		
望ましい環境像		
山と海を育み、ゆっくり豊かに流れる時間のあるまち		
望ましい環境像の実現に向けた取組の方針		
<p>【基本方針 1：まち全体を考えよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域外である北灘町における土地利用・自然環境保全方針の検討 地域コミュニティ・担い手の維持・確保 市中心部や東かがわ市との公共交通による連携強化に向けた取組の推進 <p>【基本方針 2：生存基盤としての自然を守り、活かそう】</p> <ul style="list-style-type: none"> 阿讚山脈から続く緑の回廊の保全・再生 食害対策としての野生動物の個体数管理の検討 <p>【基本方針 3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進めよう】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県等と連携した海岸保全施設の適切な維持管理による高潮・津波の浸水対策の推進 土砂災害による道路閉塞時の対応検討や山裾における土砂災害対策の促進 大麻山における日常時の登山ルートと災害時の避難ルートとしての活用推進 		

※人口及び世帯数は令和 2 (2020) 年 10 月現在



大麻町	面積：48.12km ²	世帯数：3,927 世帯
	人口：10,370 人	世帯あたり人数：2.6 人/世帯
	人口密度：216 人/km ²	65 才以上人口割合：36.1%
現状・課題		
<p>■ 土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本地区は、北島町・藍住町に隣接し、生活利便性が高い地域であるとともに優良な農地が広がっていることから、無秩序な開発を抑制し、集団的な農地の保全を図ることが重要である。 大谷焼、国指定史跡板東俘虜収容所跡、四国八十八箇所霊場の第一番札所（靈山寺）及び第二番札所（極楽寺）、大麻比古神社等、歴史文化資源が多い。 <p>■ 自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 大谷川上流部のゲンジボタル発生地は、市文化財に指定されており、地域住民による保全のための活動も行われている。 サル・イノシシなどの野生生物による農作物への被害の抑制が重要である。 大麻山は県立自然公園地域にも指定されている自然環境豊かな地域であり、登山道の整備や利用に際しては、生態系への影響を配慮していく必要がある。 <p>■ 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 阿波大谷駅、板東駅周辺の既存集落は、住宅が密集し狭い道路が多いことから、住環境の改善が重要である。 JR 高徳線、市中心部を結ぶ路線バスが運行されているが市中心部から離れており、既存の公共交通の維持と利便性向上に向けたあり方を検討することが重要である。 		
望ましい環境像		
豊かな自然環境と農の風景の中に異国情緒を感じるまち		
望ましい環境像の実現に向けた取組の方針		
<p>【基本方針 1：まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史文化資源の活用や撫養街道沿いの歴史的な街並みに配慮した景観づくり 堀江公民館・板東公民館における地域コミュニティの維持・活性化に向けた維持管理と活用の促進 主要地方道徳島鳴門線沿道の企業誘致の検討と市中心部や藍住町との公共交通による連携強化に向けた取組の推進 <p>【基本方針 2：生存基盤としての自然を守り、活かす】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山林部における谷筋の埋立てや不法投棄、無秩序な乱開発の防止等の維持・保全 れんこん・水稻・果樹の生産性向上に向けた基盤整備や関係団体と連携した維持管理体制の強化 <p>【基本方針 3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大麻町総合防災センター（仮称）におけるフェーズフリー（P67 参照）の考え方に基づく施設の整備・活用 吉野川水系流域治水プロジェクト 2.0 に示される国県等と連携した治水対策等の促進 大麻山における日常時の登山ルートと災害時の避難ルートとしての活用推進 		

※人口及び世帯数は令和2（2020）年10月現在



大麻町

900 0 900 1800 2700 m

